

入札説明書

令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第43号により公告した「地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）、さいたま市業務委託契約基準約款、さいたま市建設工事等電子入札運用基準及び関係書類等を熟知の上、入札に参加してください。

1 業務概要

業務委託仕様書のとおり

(1) 仕様書の交付方法

さいたま市ホームページ又は埼玉県入札情報公開システムからダウンロードしてください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p129488.html>

（トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札告示≫業務委託≫地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務の入札情報）

(2) 交付期間

公告の日から令和8年6月17日（水）まで

2 入札参加申込及び入札参加資格の確認審査の申請〔公告 項目5関係〕

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

＜持参、郵送又は電子メールの提出先＞

さいたま市都市戦略本部未来都市推進部（鉄道戦略担当）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1873（直通）

FAX 048-829-1997

電子メール chika7-enshin@city.saitama.lg.jp

(2) 提出書類

次のア～ウの書類を提出してください。

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 紙入札参加承認申請書（電子入札システムを利用できない場合に限る）

ウ 履行実績を証明する書類の写し

※ 公告2(6)に規定する実績があることを証明する下記ア、イの書類

ア 契約書の写し（契約期間、契約相手方、業務内容が判断できる部分の抜粋）

イ 履行を証明する書類の写し（検査結果通知書等）

※ 公告2(7)アに規定する配置技術者の資格を証明する書類（資格者証等の写し）

※ 公告2(7)イに規定する配置技術者の実績を証明する書類（テクリス登録内容確認書等）

※ 公告2(8)ア～イに規定する認証を証明する書類（登録証等の写し）

(3) 提出期間

公告の日から令和8年5月7日（木）午後5時15分まで（持参による提出の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

(4) 入札参加資格確認審査の結果について

競争入札参加資格の確認審査が終了したら、競争参加資格確認通知書を電子入札システムを通じて送付します。電子入札システムを利用できない場合は窓口等で交付します。

なお、電子入札システムを通じて参加申込みをした者が公告に示す入札参加資格を有しないことが明らかな場合は、令和8年5月18日（月）に通知します。この場合、本入札には参加できません。

3 公告「2 競争入札参加資格に関する事項」について

公告の日から令和8年4月20日（月）までに令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請を行い、本入札の参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、審査の結果、競争入札参加資格を有しないとされた者は入札に参加できません。

4 仕様に関する質問方法

業務委託仕様書に関する質問がある場合は、質問書に必要事項を記載の上、次のとおり提出してください。

(1) 質問書の提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAX（電子入札システムによる提出はできません。）

(2) 受付期間

2(3)に同じ

(3) 提出先

2(1)に同じ

(4) 回答方法

令和8年5月18日（月）までに、さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲示します。

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限

令和8年6月3日（水）

(2) 入札保証金の納付場所

さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額(税込み)の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)を納付してください。電子入札システムにより入札を行う場合は、納付書兼領収書の写し(本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。)を納付期限までに電子メールで提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

なお、この方法により納付書兼領収書の写しの提出がされなかった場合、又は開札時、納付金額が入札金額の税込みの100分の5に満たなかった場合は、7(3)の規定により入札を無効とします。

6 入札保証金の納付免除に関する事項

さいたま市契約規則第9条第1項の規定に該当する場合、入札保証金は免除となります。

入札保証金免除を希望するときは、次のいずれかの方法で申請してください。

(1) 同条第1項第1号の規定による入札保証金の免除を申請する場合

入札保証金免除申請書(様式第4号)に、入札保証保険契約に係る保険証券を添付する。

(2) 同条第1項第2号の規定による入札保証金の免除を申請する場合

入札保証金免除申請書(様式第4号)に、同号の規定を満たす契約書の写しを2件分添付する。

※公告「2 競争入札参加資格に関する事項(6)」で求める履行実績とは異なるので御注意ください。履行実績として提出する案件が入札保証金免除の案件を兼ねる場合は、当該書類を同時に提出してください。なお、審査の結果、提出された契約書の写しが同種・同規模であると認められない場合、入札保証金を要とする場合があります。

ア 申請期間 2(3)に同じ

イ 申請先 2(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は電子メール

7 入札手続等に関する事項 [公告 項目7関係]

(1) 最低制限価格

設定しません。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とします。また、電子入札の場合においては、各号の規定中「押印のな

い」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に規定する電子証明書が添付されていない」と読み替えるものとします。

(4) 入札辞退

電子入札で入札書等を提出する前に辞退する場合は、入札書等の受付期間内に電子入札システムにより辞退してください。電子入札システムを利用できない場合は、入札辞退届に必要な事項を記載の上、開札日までに持参又は郵送で提出してください。

(5) 電子くじ

落札者となるべき同価の応札者が2者以上いる場合、電子くじにより決定します。

電子入札を利用できない場合は、入札書等とともに、必ず電子くじ番号報告書も提出してください。

(6) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としてします。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

(7) 開札時の入札参加者の立ち会いはできません。

(8) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に電子メール等で通知します。

また、開札結果については、後日、埼玉県入札情報公開システムに掲載します。

8 スライド条項の適用について

(1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

(2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

9 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に紙入札参加承認申請書を提出してください。

イ 紙による入札の場合、郵送による入札のみ可能です（持参による提出はできません）。代理

人が作成した入札書を郵送する場合は、委任状を同封してください。

入札書は、市指定の入札書をもって行き、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れてください。郵送の際は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

- (2) この入札説明書に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムからダウンロードしてください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p129488.html>

- (3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

- (4) 契約手続等

契約予定日 : 令和8年6月17日

- (5) 支払いに関する事項

年度ごとに支払うものとします。詳細については、落札決定後、当該落札者と協議することとします。

- (6) 提出書類の翻訳

公告「5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出」に関する提出書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳を添付してください。

- (7) その他

この説明書に記載された内容の他、詳細については、さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（業務委託及び物品等の賃貸借契約）に定めるところによります。

(別紙1)

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。